

主任介護支援専門員更新研修修了後の手続について

主任更新研修の修了者は、介護支援専門員証の更新交付申請手続を行うことで専門員証を更新することができます。該当する手続を確認のうえ介護支援専門員証を更新してください。

●研修修了後の手続

1. 更新前の主任資格有効期間満了日より、介護支援専門員証の有効期間満了日が後の場合

(例)主任資格の有効期間満了日：R9. 5. 20、介護支援専門員証有効期間満了日：R9. 10. 16

⇒介護支援専門員証を更新し、主任資格の有効期間満了日と介護支援専門員証の有効期間満了日を揃える。(専門員証の有効期間満了日が主任介護支援専門員更新研修修了証明書に記載の有効期間満了日と同じになる。)

(1) 主任の資格または介護支援専門員証の有効期間満了日が1年未満の場合

修了証明書がお手元に届き次第、介護支援専門員証更新交付申請書類を提出ください。

〔(裏面) ●手続に必要な書類 ①を提出〕

(2) 主任の資格と介護支援専門員証の有効期間満了日がどちらも1年以上の場合

どちらかの有効期間満了日が1年未満となり次第、介護支援専門員証更新交付申請書類を提出ください。

〔(裏面) ●手続に必要な書類 ①を提出〕

2. 更新前の主任資格の有効期間満了日より、介護支援専門員証の有効期間満了日が前の場合

(例)主任資格の有効期間満了日：R9. 11. 20、介護支援専門員証有効期間満了日：R9. 3. 16

⇒介護支援専門員証の更新はできますが、主任資格の有効期間満了日に揃えることはできません。主任資格の有効期間と介護支援専門員証の有効期間を別々に管理してください。

(1) 介護支援専門員証の有効期間満了日が1年未満の場合

主任更新研修の修了証明書がお手元に届き次第、介護支援専門員証更新交付申請書類を提出ください。

〔(裏面) ●手続に必要な書類 ①を提出〕

(2) 介護支援専門員証の有効期間満了日が1年以上の場合

有効期間満了日が1年未満になり次第、介護支援専門員証更新交付申請書類を提出ください。

〔(裏面) ●手続に必要な書類 ①を提出〕

3. 現在所持している介護支援専門員証の有効期間満了日が主任資格の有効期間満了日と同じ(揃えてある) 場合

有効期間満了日が1年未満になり次第、介護支援専門員証更新交付申請書類を提出ください。

〔(裏面) ●手続に必要な書類 ①を提出〕

(裏面)

4. 特段の事情があり、主任資格と介護支援専門員証の有効期間を揃えないことを希望する場合
⇒主任資格の有効期間と介護支援専門員証の有効期間を別々に管理することになります。

(※研修修了後3ヶ月以内に提出がない場合には、主任資格と専門員証の有効期間を揃えて更新となります。)

(1) 介護支援専門員証の有効期間満了日が1年未満の場合

研修修了後3ヶ月以内に、主任資格と介護支援専門員証を揃えない場合の書類と介護支援専門員証更新交付申請書類を同封のうえご提出ください。

[●手続きに必要な書類 ①および②を提出]

(2) 介護支援専門員証の有効期間満了日が1年以上の場合

研修修了後3ヶ月以内に、主任資格と介護支援専門員証を揃えない場合の書類を提出し、有効期間満了日が1年未満になり次第、介護支援専門員証更新交付書類を提出してください。

研修修了3ヶ月以内に[●手続きに必要な書類②を提出]

専門員証の有効期間が1年未満になったら[●手続きに必要な書類①を提出]

●手続きに必要な書類

① 介護支援専門員証更新交付申請に必要な書類

- ・ 介護支援専門員証更新交付申請書 (第11号様式)
- ・ 福島県収入証紙 2,200円 (印紙ではありませんのでご注意ください)
- ・ 介護支援専門員証
- ・ 写真 (縦3cm×横2.4cm) 申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上半身・無背景、裏面に氏名と専門員番号を記入
- ・ 令和8年度主任介護支援専門員更新研修修了証明書写し
- ・ 個人番号確認書類と身元確認書類 (本人確認書類貼付台紙に貼付)

② 主任資格と介護支援専門員証を揃えない場合に必要な書類

- ・ 介護支援専門員証の有効期間の取扱いに関する申出書
- ・ 令和8年度主任介護支援専門員更新研修修了証明書写し
- ・ 介護支援専門員証写し

【各種様式】 福島県高齢福祉課のホームページよりダウンロードのうえご使用ください。

ホーム > 組織でさがす > 高齢福祉課 (介護保険担当) > (2) 法定研修の手数料納入及び資格更新等の手続きについて
> 【令和8年度主任更新研修】

↓

介護支援専門員証の更新手続きについて (研修修了後)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/04syuninkousin.html>

【送付先】 簡易書留 で送付してください。

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県高齢福祉課 ケアマネ担当宛

【問合せ先】 <e-mail> kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

※本ご案内は令和9年度の法改正による制度改定は未反映です。(詳細未定のため)